

# 特定非営利活動法人わごころ入会申込書

## (目的)

この法人は、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活を送りたいと願う人に対して、受け手と担い手が対等な関係を保ちながら願いを実現できるように、様々な援助に関する事業を担い手が作り提供することで、すべての人々が健やかで楽しく安心して暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

## (種別)

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 利用会員 この法人の受益者の内、目的に賛同し入会した個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助する為に入会した個人又は団体

## (入会)

会員の入会については、特に条件を定めない。但し、入会を認めないときは、理事長が速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知する。

## (義務)

会員は、この法人を政治、宗教その他営利目的のために利用してはならない。

## (入会金及び会費)

- |               |      |         |         |                 |                 |
|---------------|------|---------|---------|-----------------|-----------------|
| (1) 正会員       | 入会金  | 0 円     | 年会費     | 0 円             |                 |
| (2) 利用会員      | 入会金  | 1,000 円 | 年会費 1 口 | 3,000 円 (1 口以上) |                 |
| (3) 賛助会員 (個人) | 入会金  | 0 円     | 年会費 1 口 | 3,000 円 (1 口以上) |                 |
|               | (団体) | 入会金     | 0 円     | 年会費 1 口         | 5,000 円 (1 口以上) |

## (会員の資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して、6か月以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

## (開催)

通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項の記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第16条第4項第4号の決定により、監事から招集があったとき。

#### (招集)

- 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、通知は電子メールによって行うこともできる。

#### (退会)

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又はこの法人の定款及び規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (拠出金品の不返還)

既納入の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

私は、特定非営利活動法人わごころの目的に賛同し、以下のとおり特定非営利活動法人わごころの正会員・利用会員・賛助会員へ入会の申込みをします。

入会日 令和 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 性別 男・女

生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日

住所 〒 \_\_\_\_\_

電話 ( ) 携帯電話 \_\_\_\_\_

Eメールアドレス \_\_\_\_\_